



6福 第1286号  
令和7年1月8日

伊勢地区医師会 会長 様

伊勢市長 鈴木 健



伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会委員候補者の推薦について（依頼）

平素は、当市の福祉事業の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条に基づき「伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会」を令和7年4月1日に設置することになりました。

これに伴い、豊富な知識と経験を有する貴会所属の医師が適任であると考え、このたび、医師2名の御推薦をお願いさせていただき運びとなりました。

つきましては、主旨をご理解の上、推薦のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、大変恐縮ですが、別紙により令和7年3月10日（月）までにご報告いただきますようお願いいたします。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 任期（予定） | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）                 |
| 2 執務時間   | 任期中、委員委嘱交付時に1回1時間程度<br>※災害発生時は、審査案件ごとに随時開催 |
| 3 執務内容   | 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議               |
| 4 報酬     | 日額 23,600円及び交通費                            |
| 5 添付資料   | 関連条例抜粋                                     |

【事務担当】

伊勢市健康福祉部福祉総務課福祉総務係

担当：野北・出崎

TEL：0596-21-5557 FAX：0596-21-5555

メール：fukushisoumu@city.ise.mie.jp

## ■伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例【関連部分抜粋】

### 第5章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会

(伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 法第18条の規定に基づき、伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第17条 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。

(組織)

第18条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第20条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(資料の提出その他の協力)

第21条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第18条第2項の規定による伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## ■伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則【関連部分抜粋】

### 第5章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会

#### (委員長及び副委員長)

第18条 条例第16条に規定する伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第19条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (会議の非公開)

第20条 会議は、非公開とする。

#### (庶務)

第21条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

#### (その他)

第22条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。